

令和元年5月22日(水)

国土交通省関東地方整備局建政部

記者発表資料

一級建築士の懲戒処分について

関東地方整備局は、一級建築士に対し、建築士法第10条第1項の規定に基づき、別紙のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会・埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

建政部 建築安全課長 なかじま よしゆき 中島 良幸 (内線6681)

課長補佐 くしげ やすひこ 櫛下 靖彦 (内線6682)

電話 048-601-3151(代表)

FAX 048-600-1392

令和元年5月22日

一級建築士の懲戒処分について

1 張 仙文（松本 健作）（登録番号第 307341 号）

① 処分をした年月日

令和元年5月17日

② 処分の内容

戒告

③ 処分の原因となった事実

平成 29 年 3 月 31 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、少なくとも、平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 7 月 31 日までの間に建築士法第 22 条の 2 の規定に基づく定期講習を受講しなかったため、平成 29 年 12 月 21 日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。